

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 9 月 1 日
【会社名】	沢井製薬株式会社
【英訳名】	SAWAI PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤井 光郎
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原 5 丁目 2 番30号
【電話番号】	大阪 06 (6105) 5711 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート部門担当 尾鼻 康弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原 5 丁目 2 番30号
【電話番号】	大阪 06 (6105) 5711 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート部門担当 尾鼻 康弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成22年9月1日開催の取締役会において、欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)において募集する2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

沢井製菓株式会社2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

(i) 発行価額 (払込金額)

本社債の額面金額の100% (各本社債の額面金額 1,000,000円)

(ii) 発行価格 (募集価格)

本社債の額面金額の102.5%

(iii) 発行価額の総額

270億円及び下記ハ記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額(30億円を上限とする。)合計額並びに代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額の合計額

(iv) 券面額の総額

270億円及び下記ハ記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額(30億円を上限とする。)合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

(v) 利率

本社債に利息は付さない。

(vi) 償還期限

2015年9月17日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

(vii) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式(単元株式数 100株)

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(ix)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(viii) 本新株予約権の総数

27,000個及び下記ハ記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数(3,000個を上限とする。)並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数

(ix) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
- (2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記ニ記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.08を乗じた額を下回ってはならない。
- 一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(x) 本新株予約権の行使期間

2010年10月1日から2015年9月3日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、①繰上償還の場合（但し、②の場合を除く。）には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで、②本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還の場合には、償還請求書が主支払代理人の所定の事務所に提出された時まで、③買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また④期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、(x) 2015年9月4日以降、及び(y) 当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下「その他の株主確定日」という。）の東京における2営業日前の日から当該基準日又は当該その他の株主確定日（基準日又はその他の株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における3営業日前から当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。当社が定款で定める日以外

の日を基準日又はその他の株主確定日として設定する場合、当社は当該基準日又はその他の株主確定日の東京における5営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債の所持人に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

(xi) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(xii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(xiii) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込があったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(xiv) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

ハ 発行方法

Deutsche Bank AG, London Branch（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2010年9月7日までの間、本社債の額面金額合計額30億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

ニ 引受人の名称

Deutsche Bank AG, London Branch（幹事引受会社）

ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）

ヘ 当社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(i) 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

(1) 払込総額の上限	30,000百万円
(2) 発行諸費用の概算額上限	60百万円
(3) 差引手取概算額上限	29,940百万円

（注）払込金額の上限、発行諸費用の概算額上限及び差引手取概算額上限は、上記ハ記載の追加的に本新株予約権付社債を買い取る幹事引受会社の権利の全てが行使された場合を想定した見込額である。

(ii) 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債の新規発行による差引手取概算額上限については、平成24年3月期までに着手を予定している当社グループの研究及び生産設備の新設及び改修に13,000百万円（うち5,000百万円を平成23年3月期中、8,000百万円を平成24年3月期中に支出予定）、平成23年3月期以降、

新たな分野への進出のための研究開発及び他社との業務提携や資本提携等、将来の成長案件に係る戦略的投資等に10,000百万円をそれぞれ充当し、残額の6,940百万円については、財務体質の強化を図るため、平成23年3月期に返済期限の到来する借入金の返済に充当する予定である。

ト 新規発行年月日

2010年9月17日

チ 上場金融商品取引所の名称

シンガポール証券取引所

リ 平成22年8月31日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	15,735,000株
---------	-------------

資本金の額	11,599百万円
-------	-----------

(注) 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は、平成22年8月31日現在の数字を記載している。

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以 上